

○ 室蘭市斎藤文庫基金条例中一部改正の件について

1. 条例改正の理由

斎藤文庫基金の現金について、有価証券に代えることができるよう改正するもの。

2. 条例改正の概要

斎藤文庫基金については、金融機関への預金等から生ずる収益を学校等の図書及び資料購入の費用に充てているが、近年の低金利により、十分な収益を得ることが難しいことから、運用収益の増加と安定的かつ継続的な収益の確保を図るため、現金を有価証券に代えることができるようにする。

なお、令和5年度より国債等による債券運用を実施予定。

3. 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

4. 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(管理)</p> <p>第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p><u>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</u></p>	<p>(管理)</p> <p>第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p>